

# 資 料



# I 租 税



# 1 総論

## 9-1 税目別改廃一覧

### 税目別改廃一覧

(平成16年度末現在)

番号	税目等	区分	創設法令	昭60	平元	平6	平11	平16年度
1	所得税	直	昭40.3 法33					(現存)
2	法人特別税	直	昭40.3 法34					(現存)
3	相対価	直	平4.3 法15			→		(現存)
4	地価	直	昭25.3 法73					(現存)
5	再評価	直	平3.5 法69				→ 執行を停止	(現存)
6	法人臨時特別税	直	昭25.4 法110					(現存)
7	消費税	間	平3.3 法2			→ 1年間の時限立法		(現存)
8	たばこ	間	昭63.12 法108					(現存)
9	砂糖消費	間	昭28.2 法6					(現存)
10	揮発油	間	昭59.8 法72					(現存)
11	航空機燃料	間	昭30.6 法38			→ 消費税導入に伴い廃止		(現存)
12	石油炭税(石油税)	間	昭32.4 法55					(現存)
13	石油製品	間	昭40.12 法156					(現存)
14	航空機燃料	間	昭47.3 法7					(現存)
15	石油炭税(石油税)	間	昭53.4 法25					(現存)
16	物産品	間	昭37.3 法48			→ 消費税導入に伴い廃止		(現存)
17	トランプ類	間	昭32.6 法173			→ 消費税導入に伴い廃止		(現存)
18	取引所	間	明26.3 法6			→ 【2.5法22】		(現存)
19	有価証券取引	間	昭28.7 法102					(現存)
20	通関	間	昭15.3 法43			→ 消費税導入に伴い廃止		(現存)
21	入場	間	昭29.5 法96			→ 消費税導入に伴い廃止		(現存)
22	自動車重量	間	昭46.5 法89					(現存)
23	日本銀行券発行	間	昭22.4 法46			→		(現存)
24	登録免許	間	昭42.6 法35					(現存)
25	印紙	間	昭42.5 法23					(現存)
26	地方道路	間	昭30.7 法104					(現存)
27	電源開発促進	間	昭49.6 法79					(現存)
28	石油臨時特別	間	平3.3 法2			→ 1年間の時限立法		(現存)
29	たばこ特別	間	平10.10 法137					(現存)
30	財産	直	昭21.11 法52					(現存)
31	戦時補償特別	直	昭21.10 法38					(現存)
参 考	関税	-	昭29.4 法61					(現存)
	とん税	-	昭32.3 法37					(現存)
	特別とん税	-	昭32.3 法38					(現存)
	国税徴収法	-	昭34.4 法147					(現存)
	国税通則法	-	昭37.4 法66					(現存)
	国税犯則取締法	-	明33.3 法67					(現存)
	租税特別措置法	-	昭32.3 法26					(現存)

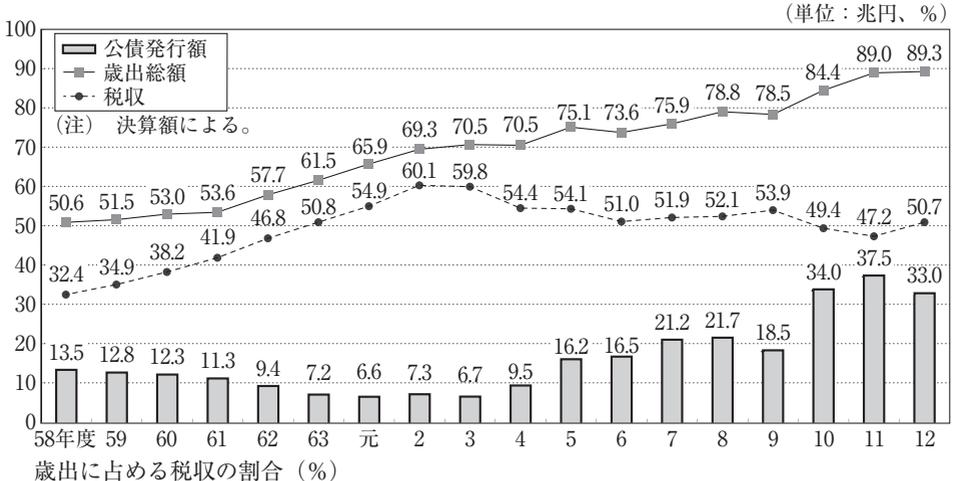
(注) 1 法令番号は、法令の全部改正があった場合、最新の法令番号としている。

2 「再評価税(資産再評価法)」「財産税(財産税法)」「戦時補償特別税(戦時補償特別税法)」については、法令のみ現存している。

(資料) 大蔵省財政史室編『昭和財政史-昭和27~48年度』第19巻「統計」(平成11年、東洋経済新報社、『法令全書』)。

9-2 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 (平成14年6月税制調査会)

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



歳出に占める税収の割合 (%)

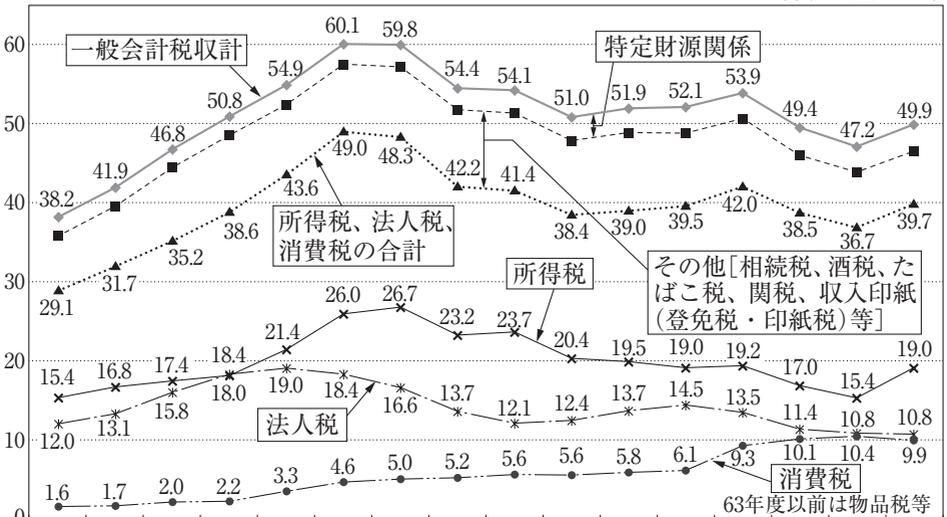
63.9 67.8 72.1 78.1 81.1 82.7 83.4 86.8 84.8 77.2 72.1 69.3 68.4 66.0 68.7 58.6 53.1 56.8

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題 —あるべき税制の構築に向けた基本方針—」  
(平成14年6月14日)。

9-3 国税収入の推移 (平成12年11月21日税制調査会)

国税収入の推移

(単位：兆円、%)



(注) 平成11年度以前は決算額、12年度は補正後予算額(案)による。

(出所) 税制調査会関係資料集。

## 9-4 国税収入税目別会計別決算額

## 国税収入税目別会計別決算額

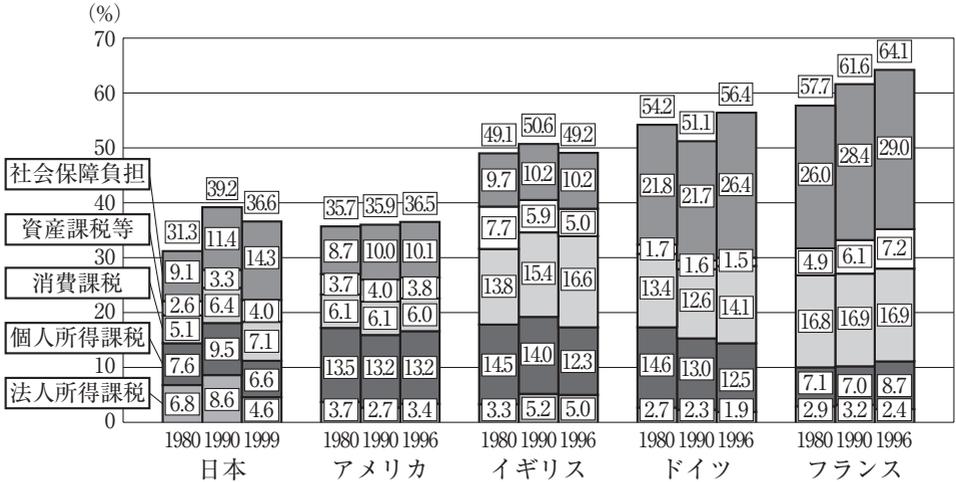
(単位：億円、%)

税目	年度	平成2 (90)		平成5 (93)		平成8 (96)		平成11 (99)	
			構成比		構成比		構成比		構成比
所得税	源泉分	187,787	29.9	189,060	33.1	150,210	27.2	126,186	25.6
	申告分	72,168	11.5	47,805	8.4	39,440	7.1	28,282	5.7
	計	259,955	41.4	236,865	41.5	189,649	34.3	154,468	31.4
法人特別税	183,836	29.3	121,379	21.3	144,833	26.2	107,951	21.9	
相続税	—	—	2,861	0.5	20	0.0	—	—	
地価税	19,180	3.1	29,377	5.1	24,199	4.4	18,853	3.8	
消費税	—	—	6,053	1.1	1,772	0.3	17	0.0	
酒税	46,227	7.4	55,865	9.8	60,568	11.0	104,471	21.2	
たばこ税	19,350	3.1	19,524	3.4	20,707	3.7	18,717	3.8	
砂糖消費税	9,959	1.6	10,298	1.8	10,798	2.0	9,050	1.8	
揮発油税	△0	△0.0	—	—	—	—	—	—	
石油ガス税	15,055	2.4	16,268	2.8	19,152	3.5	20,707	4.2	
航空機燃料税	157	0.0	151	0.0	150	0.0	144	0.0	
石油税	641	0.1	768	0.1	878	0.2	872	0.2	
物品税	4,870	0.8	4,907	0.9	5,252	1.0	4,859	1.0	
トランプ類税	46	0.0	6	0.0	3	0.0	—	—	
取引所税	0	0.0	0	0	—	—	—	—	
有価証券取引税	413	0.1	444	0.1	420	0.1	△2	△0.0	
通入場税	7,479	1.2	4,551	0.8	3,915	0.7	0	0.0	
自動車重量税	△4	△0.0	—	—	—	—	—	—	
関とん税	0	0.0	0	0	—	—	—	—	
印紙収入	6,609	1.1	7,012	1.2	8,261	1.5	8,431	1.7	
その他の	8,252	1.3	8,809	1.5	10,240	1.9	8,101	1.6	
一般会計分計	89	0.0	86	0.0	88	0.0	87	0.0	
	18,944	3.0	15,991	2.8	19,693	3.6	15,615	3.2	
	0	0.0	47	0.0	3	0.0	4	0.0	
一般会計分計	601,059	95.7	541,262	94.8	520,601	94.3	472,345	96.0	
消費税(譲与分)	11,557	1.8	13,966	2.4	15,142	2.7	—	—	
地方道路税	3,608	0.6	3,543	0.6	2,724	0.5	2,934	0.6	
石油ガス税(譲与分)	157	0.0	151	0.0	150	0.0	144	0.0	
航空機燃料税(譲与分)	116	0.0	140	0.0	160	0.0	159	0.0	
自動車重量税(譲与分)	2,203	0.4	2,337	0.4	2,754	0.5	2,810	0.6	
特別とん税	112	0.0	108	0.0	110	0.0	109	0.0	
原油等関税	1,029	0.2	821	0.1	853	0.2	536	0.1	
電源開発促進税	2,947	0.5	3,090	0.5	3,464	0.6	3,651	0.7	
揮発油税	5,011	0.8	5,725	1.0	6,304	1.1	6,716	1.4	
石油臨時特別税	—	—	0	0.0	0	0.0	—	—	
たばこ特別税	—	—	—	—	—	—	2,736	0.6	
特別会計分計	26,739	4.3	29,880	5.2	31,660	5.7	19,794	4.0	
合計	627,798	100.0	571,142	100.0	552,261	100.0	492,139	100.0	

(資料) 決算書等より作成。

9-5 主要国における国民負担率の推移 (国+地方) (平成11年9月21日税制調査会)

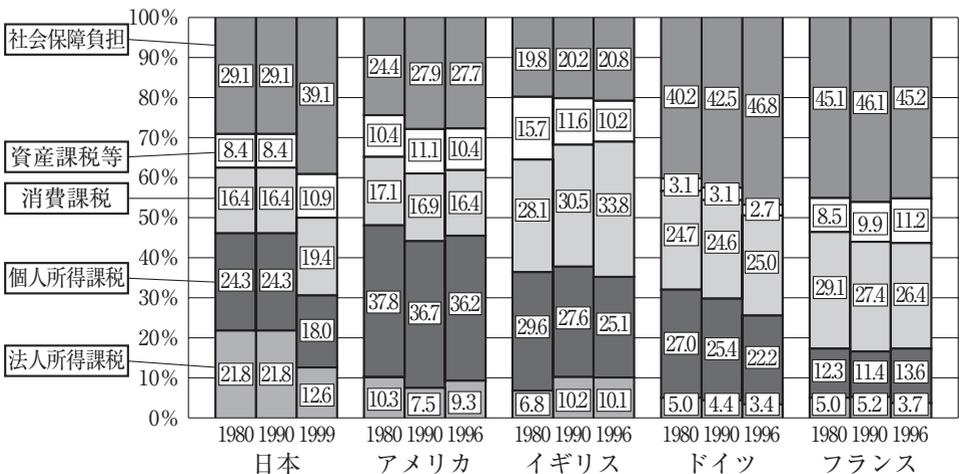
主要国における国民負担率の推移 (国+地方)



(注) 1 日本は年度、諸外国は暦年の計数。日本の1999年度は予算ベース。  
 日本以外は、OECD「Revenue Statistics」(1965-1997)、「National Accounts (OECD)」等により作成。  
 2 所得課税には、資産性所得を含む。  
 (出所) 税制調査会関係資料集。

9-6 国民負担率の内訳の国際比較 (国+地方) (平成11年9月21日税制調査会)

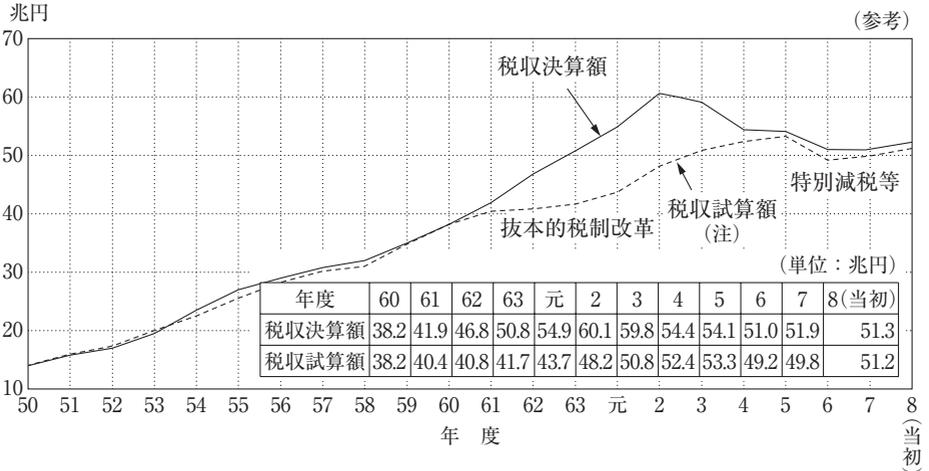
国民負担率の内訳の国際比較 (国+地方)



(注) 1 日本は年度、諸外国は暦年の計数。日本の1999年度は予算ベース。  
 日本以外は、OECD「Revenue Statistics」(1965-1997)、「National Accounts (OECD)」等により作成。  
 2 所得課税には、資産性所得を含む。  
 (出所) 税制調査会関係資料集。

9-7 税収の決算額と試算額の対比 (平成8年11月29日税制調査会)

税収の決算額と試算額の対比



(注) 税収試算額は、昭和60年度の税収決算額を基準として、61年度以後は「名目GDP成長率×税収弾性値1.1」で伸ばし、59年度以前は「名目GDP成長率×税収弾性値1.1」で割り戻して算出している。  
 (出所) 税制調査会関係資料集。

9-8 一般会計税収及び税収弾性値の推移 (平成5年9月3日税制調査会)

一般会計税収及び税収弾性値の推移

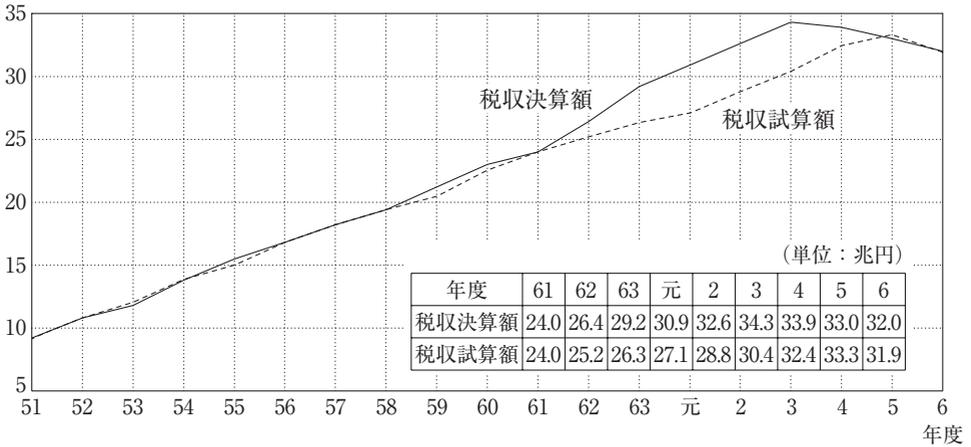
区分	予算額		決算額	対前年度増減額	税収伸率	税制改正調整後の税収伸率	名目GNP伸率	税収弾性値(注)	主な税制改正	
	当初	補正後								
昭和	億円	億円	億円	億円	%	%	%			
51	155,190	155,190	156,578	19,051	13.9	12.3	12.4	0.99	揮発油税引上げ	
52	182,400 (194,360)	171,340 (191,360)	173,329 (195,874)	16,751 (22,545)	10.7 (13.0)	10.7	12.4	1.13	所得税減税(含む特別減税)	
53	214,500	211,500	219,205	45,876	26.5 [18.9]	26.5	10.0	9.9	1.01	酒税引上げ、石油税創設
54	214,870	233,960	237,295	18,090	8.3	14.4	8.0	1.80	貸倒引当金見直し、揮発油税引上げ	
55	264,110	271,450	268,687	31,392	13.2	10.9	8.9	1.22	退職給与引当金見直し	
56	322,840	318,316	289,521	20,834	7.8	3.3	6.1	0.54	法人税、酒税及び物品税等引上げ	
57	366,240	304,780	305,111	15,590	5.4	4.0	5.0	0.80	延納制度縮減、貸倒引当金見直し	
58	323,150	319,020	323,583	18,472	6.1	5.9	4.6	1.28	貸倒引当金見直し	
59	345,960	348,350	349,084	25,501	7.9	7.4	6.9	1.07	所得税減税、法人税、酒税等引上げ	
60	385,500	381,450	381,988	32,904	9.4	5.6	6.4	0.88	貸倒引当金見直し、たばこ税創設	
61	405,600	394,400	418,768	36,780	9.6	8.8	4.4	2.00	法人の欠損繰越控除一部適用停止	
62	411,940	430,870	467,979	49,211	11.8	16.0	4.9	3.27	税制の抜本改正、法人税引下げ	
63	450,900	481,060	508,265	40,286	8.6	13.3	6.4	2.08	所得税減税(臨時特分)、相続税減税	
平成	510,100	542,270	549,218	40,953	8.1	10.5	7.0	1.50	税制改革施行	
元	580,040	591,310	601,059	51,841	9.4	8.2	7.3	1.12	消費税率平年度化 ↓ 法人税率段階的引下げ	
2	617,720	589,900	598,204	△ 2,855	△ 0.5	△ 0.2	5.4	0.04		
3	625,040	576,310	544,453	△ 53,751	△ 9.0	△ 9.9	2.6	△ 3.81		
4	—	—	—	—	—	—	—	—		地価税施行、法人特別税創設
51~60平均	—	—	—	—	—	8.6	7.9	1.09	—	

(備考) 1 昭和53年度の( )書は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合のものである。  
 2 昭和54年度の[ ]書は、前年度調整後決算額(昭和54年度ベース)に対するものである。  
 (注) 税収弾性値=税制改正調整後の税収伸率÷名目GNP伸率  
 (出所) 税制調査会関係資料集。

9-9 地方税収決算額と試算額の対比 (平成8年6月18日税制調査会)

地方税収決算額と試算額の対比

兆円



- (注) 1 試算額は、昭和61年度の税収決算額を基準として、62年度以降は「名目GNP成長率×税収弾性値1.17」で伸ばし、60年度以前は「名目GNP成長率×税収弾性値1.17」で割り戻して算出している。
- 2 税収弾性値1.17：昭和52～61年度の平均値である。
- (出所) 税制調査会関係資料集。

9-10 近年の税制改革等の流れ（平成13年11月16日税制調査会）

近年の税制改革等の流れ

税制改革等	背景 (経済社会の状況等)	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
抜本的税制改革 (昭和63年12月等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得水準の向上・平準化</li> <li>消費の多様化・サービス化</li> <li>人口構成の高齢化</li> <li>経済取引の国際化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率構造の累進緩和</li> <li>課税最低限の引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ等 (平成元年4月1日～42%⇒40% 平成2年4月1日～40%⇒37.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税の創設</li> <li>個別間接税制度の整理合理化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税の減税 (税率構造の累進緩和 (基礎控除の引上げ等)</li> <li>利子課税の見直し</li> <li>株式譲渡益の原則課税化</li> </ul>
土地税制改革等 (平成3年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地価高騰による資産格差の拡大等</li> <li>土地基本法制定</li> <li>(土地の公共性の基本理念)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税制度の見直し (非課税範囲の拡大 (中小特例措置の縮減等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地譲渡益課税の適正化</li> <li>地価税の創設 (平成4年より実施)</li> </ul>
税制改革 (平成6年11月等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口構成の高齢化の加速</li> <li>所得水準の向上・平準化</li> <li>バブル崩壊と経済の低迷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別減税</li> <li>制度減税の法定 (平成7年より実施)</li> <li>税率構造の累進緩和</li> <li>課税最低限の引上げ</li> <li>+特別減税(平成7年)</li> <li>+特別減税(平成8年)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税率引上げ等の法定 (平成9年度より実施)</li> <li>消費税率の引上げ (3%⇒4%)</li> <li>中小特例措置の縮減等</li> <li>地方消費税の創設(1%) (平成9年度より実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税の減税 (税率構造の累進緩和 (基礎控除の引上げ等)</li> </ul>
法人税制改革等 (平成10年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済構造改革</li> <li>厳しい経済情勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別減税 (当初分+追加分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ (法人税 37.5% ⇒34.5%)</li> <li>(法人事業税 12% ⇒11%)</li> <li>課税ベースの適正化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地価税の課税停止</li> <li>土地譲渡益課税の軽減</li> </ul>
恒久的な減税等 (平成11年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい経済情勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高税率の引下げ (65% ⇒ 50%)</li> <li>定率減税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ (法人税 34.5% ⇒30%)</li> <li>(法人事業税 11% ⇒9.6%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税(国分)の福祉目的化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券取引税、取引所税の廃止</li> </ul>

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-11 平成元年以降の主な税制の動き (平成12年7月税制調査会)

平成元年以降の主な税制の動き

	主 な 動 き	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
平成元年	抜本的税制改革 (63年12月等)	・累進構造の緩和 ・課税最低限の引上げ	・税率引下げ ・外国税額控除制度の見直し	・消費税の創設 ・個別間接税制度の整理合理化	・相続税の減税(基礎控除の引上げ等)
平成2年	「土地税制のあり方についての基本答申」				
平成3年	土地税制改革	・個人住民税減税		・消費税の一部改正(非課税範囲の拡大、中小特例措置の縮減等)	・土地譲渡益課税の適正化
平成4年			・タックスヘイブン税制の見直し		・地価税の創設 ・相続税の減税
平成5年	「今後の税制のあり方についての答申」				
平成6年	「税制改革についての答申」 税制改革	・先行減税(～平成8年) (特別減税～平成6年中)		・消費税率の引上げ、中小特例措置の縮減等の法定 ・地方消費税の創設 ・酒税の税率引上げ	・相続税の減税 ・固定資産税評価の均衡化・適正化(地価公示価格の7割評価)
平成7年		(制度減税) ・累進構造の緩和 ・課税最低限の引上げ (特別減税～平成8年) ・自社株消却の特例			
平成8年	(財政構造改革) (金融ビッグバン)	・ストックオプション税制			・地価税率引下げ ・土地譲渡益課税の軽減
平成9年	「これからの税制を考える」  (財政構造改革法成立)		・金融機関のトレーディング業務に時価法導入	・消費税率の引上げ等の実施 ・地方消費税の実施 ・特別地方消費税廃止決定(平成12年4月実施) ・蒸留酒に係る酒税の税率改正(WTO勧告への対応)	・負担水準の均衡化を重視した固定資産税負担の調整措置の導入
平成10年	特別減免 (改正外為法施行) 法人税制改革  (財政構造改革法凍結)	・定額減税  ・国外送金等に係る	資料提出制度等 ・税率引下げと課税ベースの適正化 ・銀行持株会社に係る課税の特例	・たばこ特別税の創設	・地価税の課税停止 ・土地譲渡益課税の軽減
平成11年	恒久的な減税	・帳簿書類の電子データ保存制度 ・最高税率引下げ ・定率減税	・税率引下げ ・株式交換等に係る課税の特例	・消費税(国分)の福祉目的化	・有価証券取引税、取引所税廃止 ・株式等譲渡益課税の適正化
平成12年			・時価法の導入		

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

9-12 主要国における最近の主な税制改正 (平成10年5月19日税制調査会)

主要国における最近の主な税制改正

(未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税の累進構造	10~75%の19段階 1984 10.5~70%の15段階 1987 10.5~60%の12段階 1989 10~50%の5段階	14~70%の15段階 1981 11~50%の14段階 1986 15, 28%の2段階 1990 15, 28, 31%の3段階 1993 15~39.6%の5段階	25~83%の11段階 1979 25~60%の7段階 1988 25, 40%の2段階 1992 20, 25, 40%の3段階 1996 20, 24, 40%の3段階 1997 20, 23, 40%の3段階	22~56% 1990 19~53% 1996 25.9~53%	5~60%の12段階 1983 5~65%の13段階 1987 5~58%の12段階 1988 5~56.8%の12段階 1994 12~56.8%の6段階 1997 10.5~54%の6段階
法人税の税率と課税ベース	留保42%、配当32% 1989 留保40%、配当35% 1990 37.5% 1998 34.5% 課税ベースの拡大	46% 課税ベースの拡大 1986 34% 1993 35%	52% 課税ベースの拡大 1984 35% 1991 33% 1997 31%	留保56%、配当36% 1990 留保50%、配当30% 1994 留保45%、配当30% 課税ベースの拡大	50% 45% (数次改正) 34% 33 1/3% 1986 1992 1993 1985 付加税の導入(税額の10%) 1987 付加税の追加(税額の15%)
付加価値税	1989 3% 1997 5% (地方消費税の創設(1%)を含む)	—	8% 15% 17.5%	14% 1993 15% 1998 16%	17.6% 18.6% 20.6% 1982 1995
その他	1988 利子課税の見直し(マル優等の廃止) 1989 株式のキャピタル・ゲインの原則課税化 1992 地価税創設(評価相対減税(評価の適正化)) 1998 地価税の課税停止(有価証券取引税、取引所税の税率半減)	1983 利子・配当の支払者に納税者番号を告知しなかつた者に対する利子・配当源泉徴収課税の導入 1986 キャピタル・ゲインについての優遇措置の廃止 1990 長期キャピタル・ゲインを最高税率の適用除外とした 1997 除期キャピタル・ゲインの軽減税率引下げ	相統税の累進構造のフラット化(税率30, 40, 50, 60% →40%) 1996 所得税の基本税率の引下げに伴い、所得税の基本税率が適用される納税者について、利子・配当所得に対する税率を軽減税率(20%)に引下げ	1993 利子源泉徴収制度導入	1989 富裕税の再導入(0.5~11%) 1991 一般社会税の創設(個人所得の11%) 1993 一般社会税の税率引上げ(11%→24%) 1996 社会保険債務返済税の導入(個人所得の0.5%) 1997 一般社会税の税率引上げ(2.4%→3.4%) 1998 一般社会税の税率引上げ(3.4%→7.5%)

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-13 政府税制調査会の答申と報告  
政府税制調査会の答申と報告

年月日	大蔵大臣(財務大臣)	主税局長 水野 勝(60年6月25日)	税制会長 小倉 武一(49年10月)	中期答申等(右記「年度答申」以外)	年度答申
62年12月18日	宮澤 喜一(62年11月6日)				昭和63年度の税制改正 に関する答申
63年3月25日				税制改革についての素案	
63年4月28日				税制改革についての中間答申	
63年6月15日				税制改革についての答申	
63年12月13日	竹下 登(兼)(63年12月9日)			納税者番号等検討小委員会報告	
63年12月13日	村山 達雄(63年12月24日)	尾崎 護(63年12月27日)			平成元年度の税制改正 に関する答申
元年11月24日	橋本 龍太郎(元年8月10日)			実施状況フォローアップ小委員会中間報告	
元年12月19日					平成2年度の税制改正 に関する答申
2年10月30日				消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した 諸措置に関する基本的考え方 —実施状況フォローアップ小委員会報告— 土地税制のあり方についての基本答申	
2年12月19日			加藤 寛(2年12月)		平成3年度の税制改正 に関する答申
	海部 俊樹(兼)(3年10月14日)	濱本 英輔(3年6月11日)			
3年12月19日	羽田 孜(3年11月5日)				平成4年度の税制改正 に関する答申
4年11月24日				利子・株式等譲渡益課税のあり方についての 基本的考え方 —利子・株式等譲渡益課税小委員会報告— 納税者番号等検討小委員会報告	
4年12月17日	林 義郎(4年12月12日)				平成5年度の税制改正 に関する答申
	藤井 裕久(5年8月9日)	小川 是(5年6月25日)			
5年11月19日				今後の税制のあり方についての答申 —「公正で活力ある高齢化社会」を目指して—	

年月日	大蔵大臣 (財務大臣)	主税局長	税調会長	中期答申等 (右記「年度答申」以外)	年度答申 平成6年度の税制改正 に関する答申
6年2月9日					
6年6月21日	武村 正義(6年6月30日)			税制改革についての答申	
6年12月15日					平成7年度の税制改正 に関する答申
7年12月15日		薄井 信明(7年5月26日)			平成8年度の税制改正 に関する答申
8年6月21日	久保 亘(8年1月11日)			消費税率に関する意見	
8年11月26日	三塚 博(8年11月7日)			法人課税小委員会報告	
8年12月18日					平成9年度の税制改正 に関する答申
9年1月24日				これからの税制を考える —経済社会の構造変化に臨んで—	
9年12月3日				金融システム改革と金融関係税制 —金融課税小委員会中間報告—	
9年12月16日					平成10年度の税制改正 に関する答申
	橋本 龍太郎(兼)(10年1月28日) 松永 光(10年1月30日)				
	尾原 榮夫(10年1月31日)				
	宮澤 喜一(10年7月30日)				
10年12月16日					平成11年度の税制改正 に関する答申
11年7月9日				地方法人課税小委員会報告	
11年12月16日					平成12年度の税制改正 に関する答申
12年7月14日				わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択—	
12年9月14日			石 弘光(12年9月)		
12年12月13日					平成13年度の税制改正 に関する答申
	堀川 正十郎(13年4月26日)				
	大武 健一郎(13年7月10日)				
13年9月18日				証券税制等についての意見	
13年10月9日				連結納税制度の基本的考え方	
13年12月14日					平成14年度の税制改正 に関する答申

(注) 平成13年1月6日省庁再編により、大蔵大臣から財務大臣に名称変更。(兼) = 兼任

9-14 今後の税制のあり方についての答申—  
要約— (抄)  
(平成5年11月税制調査会)

今後の税制のあり方についての答申 一要  
約— (抄)

「答申」の要約

この要約は、答申本文に盛られた基本的考え方を中心に検討項目全般について、便宜おおづかみにまとめたものであり、各項目に対する複数の考え方や少数意見その他の詳細は答申本文を御覧いただきたい。

第一 基本的考え方

1 なぜいま税制の総合的見直しが必要なのか

- 先般の抜本改革は、所得水準の上昇・平準化、消費の多様化・サービス化等の経済社会状況の変化を踏まえ、公平・中立・簡素の基本理念に基づき、社会共通の便益を賄うための基礎的な負担はできるだけ国民が広く分担し合うことが望ましいとの考え方の下に、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築を目指すものであった。抜本改革から5年を経過した現在においても、この考え方は基本的に支持しうるものである。
- 先般の抜本改革以降の経済社会の推移を見ると、
  - ① 平成7年には生産年齢人口比率が低下し始め、21世紀初めには高齢化の水準は主要国に例を見ない状況になると予測されているなど、本格的な高齢化社会は私たちの足許から加速、進展しており、
  - ② 一方で、先般の抜本改革において個人所得課税の累進構造の緩和が図られたが、最近、中堅給与所得者層を中心として、負担の累増感が強まってきている。

このような新たな状況に対応し、「公正で活力ある高齢化社会」の実現に向けて、税制の総合的な見直しに取り組むことが緊要な課題となっている。

2 どのような考え方で総合的見直しを進めるのか

(1) 税負担の公平の確保

- 税制に対する国民の信頼の基礎として最も重要なものは税負担の公平であり、制度、執行の両面において納税者の立場に立って実質的な公平を確保することが強く求められている。
- 個人所得課税は、今後とも我が国の税体系の中で基幹的役割を果たすべきものと考えられるが、税体系全体として実質的な負担の公平を高めるためには、消費課税のウエイトを高め、所得・消費・資産等の間でバランスをとることにより国民が公平感を持って納税しうるような税体系を構築していくことが必要である。
- 所得・消費・資産等のバランスの観点からは、資産課税の適正化も重要である。資産性所得を含め資産に対する課税は先般の抜本改革以降、かなり充実してきている。
- いわゆる「不公平税制」の是正への取組みについては、適正・公平な課税を実現するために制度、執行両面において特段の努力を払うことが必要であり、今後とも、広範な角度から最大限の努力を重ねていくことが極めて重要である。

(2) 行財政改革の推進

- 税制が国民の理解と信頼を得るためには、税の使途、すなわち行財政が効率的に運営されることが是非とも必要である。国民負担率の上昇はできる限り抑制すべきであり、従来にも増して歳出の節減合理化その他行財政全般にわたる思い切った改革を推し進めている。

くことを強く期待したい。

(3) 見直しの視点 (基本的考え方)

- ① 高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らないよう、世代を通じた税負担の平準化(個人々人にとっては、ライフサイクルを通じた税負担の平準化)を図り、社会全体の構成員が広く負担を分かち合う税制を目指す。

(世代を通じた税負担の平準化)

我が国は全体として経済的に豊かな社会を実現し、従来社会的弱者というイメージで捉えられてきた高齢者の経済状況も平均的に見れば改善が進んでいると考えられる。一方で、個人所得課税のウエイトの大きい現行の税体系の下では、税負担の大半を勤労世代が担っている。

平均寿命の伸びや出生率の低下に伴い、勤労世代の人口が相対的に減少してきていることを考えると、今後とも国民負担の増加に応じて、勤労世代の直接的な負担がますます増大し、負担意欲や公平感、ひいては勤労意欲が阻害され、経済社会の活力や安定性が弱まっていくことにもなりかねない。

こうした状況を考慮すると、高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らず、高齢者をも含めた社会の負担可能な構成員がその能力に応じて広く分かち合うよう、世代間で税負担を平準化していくことが必要である。

(ライフサイクルを通じた税負担の平準化)

勤労者のライフサイクルにおける税負担の状況を見ると、収入は年齢とともに次第に増加していくが、現行の累進的な所得課税の下では、所得の増加につれて税負担もかなりのテンポで増加する。一方で、個人のライフサイクルを通じた経済行動としては、所得(収入)水準は年齢に応じあるいは年によって相当程度変

動するが、これに比べれば消費支出の水準は一生を通じ比較的安定している。したがって、消費に応じた課税は、課税の時期を所得の稼得段階から所得の支出段階にシフトさせることにより、ライフサイクルを通じた税負担の平準化につながる。

- ② 高齢化社会においても安定的な経済成長を持続させるため、国民一人一人がその活力を充分発揮することのできる税制を目指す。

(国民一人一人の活力が充分発揮される税制)

高齢化社会を支えていくためには、安定的な経済成長を持続していくこともまた重要である。そのためには、国民一人一人がその活力を充分発揮することができるよう個人所得課税の累進構造を緩和することなどにより、個人の労働と余暇の選択に対して中立的な税制を構築していくことが必要である。

- ③ 安心して暮らせる高齢化社会を構築するため、社会保障などの公共サービスを適切に提供しうる安定的な税収構造を目指す。

(安定的な税収構造)

高齢化社会において活力が維持されるためには、一方で、経済社会の安定が確保され、国民が安心して社会生活や経済活動を営むことができることが重要である。このためには、社会保障制度や社会資本等の公共サービスが適切に提供されることが必要であるが、高齢化の進展に伴う社会保障などの財政需要の増大に適切に対応しうるような安定的な税収構造を目指すべきである。

3 総合的見直しの方向

- (1) 所得・消費・資産等のバランス

○ 具体的な方向としては、所得課税、

消費課税及び資産課税等のそれぞれについて次のような方向で検討を行い、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築を図る。

#### ① 所得課税

個人所得課税については、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、全体としての税率構造の累進性の緩和を進めること等により、税負担の大幅な軽減を図る。

法人所得課税については、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的方向に沿って、幅広い視点から検討を進める。

#### ② 消費課税

消費税については、中小事業者への特例措置等について、平成3年に行った見直し後の状況を踏まえて、必要な見直しを行うとともに、税率を引き上げ、税体系における消費課税のウエイトを高める。

#### ③ 資産課税等

先般の抜本改革以降、保有課税、資産性所得に対する課税等において、順次適正化が図られてきており、資産課税等については、これまでの基本的考え方を維持する。

相続税については、その後の状況変化を踏まえた見直しを行い、利子、株式等譲渡益に対する総合課税への移行問題や納税者番号制度の問題等については、検討を一層深める。

#### ④ 個人所得課税の負担軽減に併せて行われる消費税率の引上げに対応して、少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮する必要かあるのではないかと考える。また、消費税率の引上げに関連し、社会的に真に援助を必要とする人々に対しては、社会保障制度等を通じ、きめ細かな配慮を行うことが望ましい。

#### (2) 目先の利害得失を越えた合意の形成

- 税制の総合的見直しは、「公正で活力ある高齢化社会」を実現するため、国民の誰もが享受する公共サービスの費用負担を社会の構成員が広く分かち合うことを目指して行うものであり、一時的には痛みを伴うことは避けられないが、中期的に見れば、国民に便益をもたらすと考えられ、目先の利害得失を越えた国民の合意形成を期待したい。

#### (3) 一体的な成案化

- 税制の総合的見直しは、「公正で活力ある高齢化社会」を実現するため、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築し、社会の構成員が広く負担を分かち合うことを目指すものであることから、具体的な改正事項は、その全体が一体的に成案に取りまとめられ、実施されるべきである。その具体的な実施に当たっては、現下の厳しい財政事情の下で、その更なる悪化を招き後代に大きな負担を残すような事態は厳に避けるべきであり、財政収支のバランスを確保することが中長期的な経済の安定成長にとって極めて重要な条件であることに留意すべきである。

### 4 地方税のあり方

#### (1) 地方税の意義

- 地方税は、個々の独立した地方団体の財源を確保するものであること、地方自治のあり方に深く関わっていることなど、独自の要素を十分踏まえる必要がある。
- 地方税は、納税者が身近なところで税を納め、その使用を監視していくという意味において我が国地方自治の基盤であり、地方分権の推進が時代の大きな要請になっていることから、今後とも地方税の充実確保を図る必要が

ある。

(2) 今後の地方税のあり方

- 地方税は、消費課税の割合が低下し、国税以上に直接税に偏った税収構造になっている。一方、地方団体は、高齢化対策など特に安定的な財政運営が求められている。また、都道府県間の税収偏在の状況は、傾向としては是正される方向にある。この問題については、財政調整制度の適切な活用のほか、偏在の少ない地方税体系のあり方も検討することが必要である。
- こうした観点から、地方自治の推進を図るため、現行消費譲与税を組み替えて地方独立税としての地方消費税にすべきではないかとの意見が出されたが、税の帰属地と消費地との関係、国境税調整の問題、納税コストの観点等から困難ではないか等の意見が多く出された。

いずれにせよ、地方消費税を含めた地方税源の問題は、直間比率の是正のみならず地方自治の本旨とも深く関わる重要な問題であり、上記のような問題を踏まえながら、今後、消費税のあり方の見直しと併行し、検討を加えることが必要であると考えられる。

(出所) 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」(平成5年11月19日)。

## 9-15 税制改革に関する機械的試算(抄)

税制改革に関する機械的試算(抄)

試算の考え方

- 1 本試算は、税制調査会からの要請を受け、税制改革の議論の材料とする観点から、総理大臣の諮問を踏まえた一定の前提を置いて、その財政収支を機械的に試算したものである。

(注) 本年5月20日の総会において、加藤税制調査会会長は、総理の諮問の趣旨

を次のように整理し、事務局に対し、これを踏まえ、いくつかの機械的な試算を行うよう要請した。

- ① 個人所得課税の軽減と消費課税の充実を柱に税体系を見直す。
  - ② 高齢化に伴う福祉等の財政需要に適切に対応する。
  - ③ このような税制改革が財政を悪化させるものとはしない。
- 2 試算にあたって具体的には以下のような前提を置いている。
    - (1) 減税については、本年度におけるいわゆる6兆円減税(平年度ベース=6.2兆円)と同規模を継続する。
    - (2) 先行減税に係るつなぎ公債(減税先行期間中の先行減税額に対応して発行される公債等)の償還については、減税の先行が後世に負担を残すことを避ける観点から、10年間で元利償還を終える。
    - (3) 今後の高齢化社会に対応するための財政需要としては、「21世紀福祉ビジョン(高齢社会福祉ビジョン懇談会、本年3月28日)」における社会保障に係る公費負担の増加額と消費税率引上げに伴う年金物価スライド等の額の合計額を計上する。
    - (4) 消費税率については、減税分しかまかなえない6%(純増収6.2兆円)以下は試算の対象とせず、7%から上記(1)、(2)、(3)の合計額をまかなうことができる10%までとする。なお、消費税率の改正時期については1997年4月1日とし、便宜、機械的試算Ⅳにつき、1996年4月1日と1995年4月1日のケースを示している。

(注) なお、自然増収の額については、参考として付記している。
  - 3 本試算は、これらの前提に基づいて西暦2000年度における財政収支を試算したものであるが、計数については、現時点における的確な政策論議の便に資するため、2000年度の試算額を1994年度における経済規模

に換算して示している。

- 4 本試算の性格は以上の通りであって、ここに示された計算例のいずれを成案として選択すべきかとの観点から作成されたものではない。また、機械的試算であるため、試算の前提になる事項についてはもとより、試算の前提に加えていない既存税制の制度面の見直し、歳出の節減合理化、行政改革

等の政策的事項についても、今後、本試算を踏まえながら検討されるべき問題と考えられる。

更に、本試算は、将来の予算編成等を拘束するものではなく、また、ここに計上された計数は、試算の前提等の変化に応じて適宜見直されるべきものである。

機 械 的 試 算 表  
(西暦2000年度における名目値を1994年度ベースに換算したもの)

(単位：兆円)

試算の前提	減 税	平成6年度における減税と同規模の減税を継続 (6.2兆円)					
	償 還 財 源	先行減税に係るつなぎ公債の償還を10年間で終了					
機 械 的 試 算 例	社 会 保 障 関 係	福祉ビジョンにおける公費負担の増加額及び消費税率引上げに伴う年金物価スライド等の額					
	消 費 税 率	10%	9%	8%	7%	7%	7%
機 械 的 試 算 例	実 施 日	97.4.1	97.4.1	97.4.1	97.4.1	96.4.1	95.4.1
	減 還 財 源	△ 6.2	△ 6.2	△ 6.2	△ 6.2	△ 6.2	△ 6.2
社 会 保 障 関 係	社 会 保 障 関 係	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.2	△ 0.6
	社 会 保 障 関 係	△ 5.7	△ 5.7	△ 5.6	△ 5.5	△ 5.5	△ 5.5
消 費 税 純 増 収	消 費 税 純 増 収	+14.4	+12.3	+10.2	+ 8.2	+ 8.2	+ 8.2
	政府部門の負担する消費税の増加分	(+16.7) (△2.3)	(+14.3) (△2.0)	(+11.9) (△1.7)	(+9.5) (△1.3)	(+9.5) (△1.3)	(+9.5) (△1.3)
歳 入 過 不 足	歳 入 過 不 足	+0.7	△ 1.4	△ 3.4	△ 5.3	△ 4.7	△ 4.1

- [参考1] このほかに、対外経済改革要綱(6.3.29 閣議決定)等で述べられているように「後世代に負担を残さないような財源の確保を前提とした公共投資基本計画の積増し」を行うための財源の捻出が必要となる。
- [参考2] 平成6年度予算においては、財源の不足に対応するため、歳入歳入両面にわたり各般の措置を講じているが、このうち「平成6年度繰入特例法」による定率繰入れ等の停止等の措置は約5兆円である。
- [参考3] 名目成長率5%、税取弾性値1.1と仮定すれば、2000年度における自然増収(1994年度ベースに換算)は、機械的試算Iで3.0兆円、機械的試算II、IIIで2.9兆円、機械的試算IVで2.8兆円になる。

## 補説一試算の前提等について

### 1 1994年度ベースについて

本試算は、西暦2000年度における財政収支を試算したものであるが、各計数について2000年度における実額で示す場合には、経済規模の拡大に伴い、計数が名目的に膨らむことから、現時点における政策論議の材料とするには必ずしも適当と考えられない。

したがって、1994年度における国民所得(373兆円=見通し)と2000年度における国

民所得(500兆円=伸率5%と仮定)との比率により2000年度の試算額を1994年度ベースに換算して示すこととした。

(注) すなわち、2000年度の名目値に $373/500 (= 1/1.056)$ を乗じた計数を示したものである。

### 2 減税について

減税については、平成6年度においてつなぎ公債発行対象となった減税(平年度ベース=6.2兆円)と同規模を継続するものと仮定した。

(注) 上記の減税の内訳は、所得税・住民税の特別減税5.5兆円、相続税の負担軽減0.3兆円、法人特別税の廃止0.3兆円、普通乗用自動車に係る消費税率の特例の廃止0.1兆円。

3 償還財源について

償還財源については、先行減税に係るつなぎ公債（減税先行期間中の先行減税額に対応して発行される公債等）の元利償還を10年間で終了するものと仮定して償還財源所要額を算出している。

先行減税の累計額は、消費税率改正の実施日が遅くなるに従って大きくなるので、これに伴い要償還額（償還財源）も大きくなる。

実施日	先行減税累計額	元利償還財源所要額
97.4.1	約18兆円	1.8兆円
96.4.1	約12兆円	1.2兆円
95.4.1	約6兆円	0.6兆円

なお、算式は、以下のとおりと仮定した。

$$(\text{先行減税累計額}) \div 10 \times (1.05)^6 \times \frac{373(\text{1994年度における国民所得})}{500(\text{2000年度における国民所得})}$$

(注) 利子率は、国民所得の伸率と同じ5%と仮定した。

4 社会保障関係について

(1) 「社会保障関係」は、福祉ビジョンにおける社会保障に係る公費負担の増加額（下記(2)に示すとおり、公費負担の国民所得伸率を上回る増加額）5.3兆円に消費税率引上げに伴う年金物価スライド等の額を加えたものである。

(注) 上記の内訳は、以下のとおりである。

機械的試算Ⅰ 福祉ビジョン5.3兆円、年金物価スライド等0.4兆円  
合計5.7兆円

機械的試算Ⅱ 福祉ビジョン5.3兆円、年金物価スライド等0.4兆円

合計5.7兆円  
機械的試算Ⅲ 福祉ビジョン5.3兆円、年金物価スライド等0.3兆円  
合計5.6兆円

機械的試算Ⅳ 福祉ビジョン5.3兆円、年金物価スライド等0.2兆円  
合計5.5兆円

(2) 福祉ビジョンについては、高齢社会福祉ビジョン懇談会報告に示された試算のうち、ケースⅡ（年金については今回の改正案による改正後の制度を仮定し、医療については効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合）の国民所得伸率5%の場合における公費負担の増加額を用いた。

すなわち、2000年度の社会保障に係る公費負担額（31兆円）に373/500（1994年度における国民所得/2000年度における国民所得）を乗じた額（23.1兆円）から、1994年度の社会保障に係る公費負担額（17.8兆円）を控除することにより、2000年度における公費負担増加額（1994年度ベースに換算）（5.3兆円）を算出した。

5 消費税純増収について

「消費税純増収」とは、消費税の税率引上げによる増収額のうち、消費税の民間負担分の増加に対応するものである。言い換えると、消費税率引上げに伴い政府部門の負担する消費税額の増加分に充てるため、新規の歳出増に充て得ない部分を消費税の増収額から除いたものである。

$$[\text{消費税純増収}] = \left( \begin{array}{l} \text{消費税の税率引上げ} \\ \text{による増収額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{消費税率引上げに伴い政府部門の} \\ \text{負増加分に充てるため、新規歳の} \\ \text{出増に充て得ない部分} \end{array} \right)$$

(注) 上記控除額は、機械的試算Ⅰで2.3兆円、機械的試算Ⅱで2.0兆円、機械的試算Ⅲで1.7兆円、機械的試算Ⅳで1.3兆円

である。

## 6 自然増収について

2000年度における自然増収（1994年度ベースに換算）は、名目成長率5%、税収弾性値1.1と仮定して計算した。算式は、以下のとおりである。

$$A \times (1.055)^6 \times \frac{373(\text{1994年度における国民所得})}{500(\text{2000年度における国民所得})} - A$$

Aは、「税制改革前の1994年度税収－減税額＋消費税純増収」である。

（出所）税制調査会「税制改正についての答申」（平成6年6月21日）。

## 9-16 これからの税制を考える—経済社会の構造変化に臨んで—（抄） （平成9年1月税制調査会）

これからの税制を考える—経済社会の構造変化に臨んで—（抄）

…（中略）…

第二 経済社会の構造変化に税制はいかに対応するのか

### 1 国際化、情報化への対応

#### （1）グローバル化とボーダーレス化

イ）経済の国際化が進展する中、わが国においてもクロスボーダーの経済取引は、質的に多様化、複雑化しながら、飛躍的に拡大しています。また、経済活動における国境の意味は薄れ（ボーダーレス化）、企業の活動の舞台は地球規模で拡大し（グローバル化）、国際競争は一層激しくなっています。

ロ）近年、わが国の貿易構造は従来の加工貿易型から大きく変化しています。東アジアを中心として、日本の製造業が海外生産を拡大したことや円高の影響などから、製品輸入が急増しています。（製品輸入比率24%（81年）⇒59%（95年））。それに伴って、国内産業も製造業からサービス業へのシフ

トが見られ（サービス業就業者数は平成元年から6年にかけて5年間で206万人増）、今後さらに、情報通信の高度化などを背景とした新しい分野の高付加価値産業の発展が期待されています。

ハ）国際化の進展に対応してわが国経済の「空洞化」が懸念されています。企業の海外進出の現状は、国内産業の低迷や雇用の減少をもたらすおそれがあると指摘されているのです。企業の海外進出は、国際的な水平分業を押し進め、各国の比較優位産業を際立たせることで、国内産業と雇用の再編を促し経済を効率化させる面があるので必ずしもマイナスイメージでとらえる必要はありません。しかし、海外進出と並行して国内に生産性の高い分野が生まれてこなければ「空洞化」が現実のものになります。これまでは特定産業の保護政策や各種の規制あるいは高コスト構造の存在が、経済の効率化を十分に進めていく上での障害になってきました。今後は、経済構造改革の実施による規制緩和などにより、わが国経済の発展につながるような経済体質を作っていくことが肝要です。

#### ① 企業の活力

イ）経済構造改革の推進と併せ、法人課税についての議論が行われており、税率と課税ベースの両面において、国際的潮流を踏まえた検討が必要とされています。

わが国企業の活力と国際的な競争力を確保するため、税率を引き下げ、法人の実質的な税負担の軽減を図るべきではないかとの意見があります。しかし、法人課税の実質的な負担軽減を議論する場合には、その財源をどのように賄うのかについて検討を進め国民の選択を求めていかなければなりません。

具体的には、歳出削減で賄うのか、あるいは消費税など他税目の増税によるのが適当かなどを検討しなければなりません。その際、個人事業者と法人事業者との税負担のバランスについても踏まえる必要があります。

課税ベースに関しては、引当金、減価償却、費用収益の計上基準、資産の評価方法などのあり方について、商法、企業会計との関係も含め検討し、その適正化を早急に図ることが重要です。それにより課税ベースが拡大し、これに併せて税率が引き下げられていけば、それは、企業活動への税の中立性を高め、企業の活力を引き出し、新規産業を創出し、資源配分の変更を通じて生産効率の向上に寄与することになります。

- ロ) 近年、法人の中で赤字法人の占める割合が高くなってきています。赤字法人の課税のあり方についても、課税ベースの適正化を含め適切な対応を幅広く検討する必要があります。
- ハ) 日本の法人課税の法体系は、商法などの現行諸制度を基礎に、法人ごとに課税することを基本として組み立てられています。これに対して、最近、企業の分社化を促進する観点などから、アメリカの連結納税制度のように企業グループを一つの納税者として課税する制度の導入を検討する必要があるとの指摘があります。関連諸制度やこれまでのわが国の企業経営の実態からみると、法人課税の基本的考え方の変更につながるこのような制度については、慎重に検討する必要があります。その際、租税回避行為の発生や税収の減少を招くなどの問題も無視できません。しかし、今後は関連諸制度や企業経営の実態は企業グループを単位としたものに大きく変化していくとの見方があ

ります。以上を踏まえ、連結納税制度は引き続き研究していくべき課題です。

## ② 土地を巡る諸問題

イ) 土地を巡る状況は大きく変化しつつあります。大都市圏の地価は、相当程度下落が進み、バブルの部分は解消された状況にあります。また、バブル期の地価高騰とその後の下落を経ることにより、「土地神話」に代表されるような国民の意識やこれまでの土地本位的な経済システムにも変化の兆しが見られます。このような土地を巡る状況変化などに対応して、土地税制について見直しが行われてきています。

ロ) 経済の国際化が進展する中で、依然として大都市圏の地価は、日本での事業展開を望む外国企業などの採算に見合う水準や主要諸外国と比較すると高く、内外価格差や社会資本整備のための用地費負担に見られるように、わが国の高コスト構造の一因となっています。バブル期までは、土地は最も有利な「資産」というとらえ方が一般的でした。今後は、土地は有限で公共的な性格を有する「資源」との意識を皆で共有していくことが重要です。その上に立って、「所有から利用へ」という土地基本法の基本理念に沿って、土地を「資源」として有効に利用していくことが、利用価値に相応した適正な地価の形成をもたらす、高コスト構造を是正していくことになると考えられます。

もとより土地問題は、東京、大阪などの大都市問題、住宅問題や不良債権問題など幅広い分野に関連する問題です。その解決のためには、土地利用計画をはじめとする総合的な土地政策、都市政策の確立や不良債権の担保となっている土地の集約化のための様々な手法の検討などが必要です。

ハ) 土地税制はこうした土地問題に対処するための政策手段の柱の一つであり、同時に資産課税全体の中でも重要な役割を担っています。今後とも、土地税制については、地価水準の動向、土地に対する国民意識や資産格差の状況など土地を巡る諸状況や経済社会の構造変化の状況などを踏まえ、土地政策全体や資産課税全体の中での位置づけを明確にしながらか検討していく必要があります。特に、土地保有課税については、固定資産税と地価税の関係も含め、中長期的視点に立った幅広い検討が早急に必要です。

## (2) 情報化・電子化とボーダーレス化

① 高度情報化と電子商取引の発達などに伴い、従来のモノの取引が大きく変容しています。例えば、ネットワーク上の多くの顧客に対して、店舗も販売員も不要な電子情報による取引を行うなどのバーチャルワールド（擬似空間）、サイバースペース（電脳空間）が形成され、今後新たなビジネスチャンスが増えていくことが予想されます。こうしたチャンスが有効に活用され、わが国経済が活性化されることが大いに期待されています。

② 情報化・電子化の進展に伴うボーダーレス化により、各国の課税主権が衝突する場面がますます増えてくると考えられます。OECDなど国際的な場における議論も踏まえ、わが国の課税権の確保に努めていくことが必要です。

また、情報化・電子化に伴い、経済取引は複雑化し、所得などの把握がますます困難になってきています。こうした状況に的確に対応するため、制度面では、外形的なものを基準とした簡素な税制を含めた検討が考えられますし、納税システムや税務行政面におい

ても、情報技術を積極的に活用していく必要があります。

## (3) 金融システム改革と金融資本取引

① 21世紀を目指して、東京金融市場をニューヨーク、ロンドンと比肩しうる自由で公正・透明な市場とし、わが国経済を活性化するため、民間及び公的分野における金融システム改革の取組みが始まっています。早いスピードで銀行、証券などの業界間の垣根が取り払われつつあり、またクロスボーダーの資金移動がより一層自由化しつつあります。

当調査会は、一昨年来、金融を巡るこうした新しい流れを踏まえ、金融関係税制（証券税制、利子にかかる課税繰延べ、生損保控除、外国為替管理制度の見直しに伴う資料情報制度など）がどうあるべきかについて検討してきました。自由化を徹底すると同時に市場の公正性・透明性を高めていくという改革の流れの中で、税制全体の中における金融関係税制の位置づけを的確に押さえ、時機を失することなく適切に対応していかなければなりません。その際、既に金融改革を実施している諸外国の金融市場の成立ちと現状、税制の実態（例えば、株式に係る課税の場合、取引段階課税、譲渡益課税、保有課税などがどのように組み合わせられているか。）などを客観的に検証していくことが重要です。

② 金融資本取引における投資所得や事業所得については、比較的容易にクロスボーダーでシフトが生じてしまうという特徴があります（いわゆる「足の速い所得」）。例えば、金融資本取引にかかる税負担水準が高すぎれば取引そのものが外に出してしまうことも懸念されます。金融システム改革を進めていく以上、結果として、税制全体として

は移動可能性の低い労働や消費に対する負担が相対的に重くなることも念頭に置かなければなりません。

なお、OECDやG7では、「足の速い所得」については、「税のダンピング」といわれる各国間の税の減免競争につながりやすく、その結果、貿易や投資を歪曲するばかりでなく、各国の課税基盤を浸食しかねないことが問題視されています。

③ 金融関連所得については、情報・通信技術の発展を背景とした金融派生商品（デリバティブ取引）の拡大にみられるように、所得の種類や発生地の変換が行われやすくなっているとの特徴もあります。執行面のみならず制度面でも適正な課税が困難になっており、国際的な協議の場でその課税のあり方が真剣に議論されています。わが国としても、所得の計算方法や把握手段の整備を図るとともに適切な課税のあり方を検討していく必要があります。

④ 以上のような議論に関連して、税制を「規制」と全く同一視し、規制緩和の流れの中で税を軽減すべきであるという議論が見受けられますが、こうした考え方には問題があります。税は公的活動の基礎であり、仮に税を軽減する場合、他の税目で補うのが適当か、その場合、税負担のシフトが公平の観点などからみて問題はないのかなどの論点について、その検討を行わなければなりません。

## 2 経済社会の成熟化への対応

### (1) 経済社会の成熟化

わが国経済社会は、かつての右肩上がり成長経済の中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動や生活様式を特徴としていました。高齢化の進展もあり、今後はかつてのような高度成長は期待できない一方で、所得水準の向上など

を背景にして人々がより個性的で自由な活動を求める成熟経済社会へと転換しつつあります。公的部門の役割が見直されるとともに、民間部門においても、個人、企業、社会の相互の関係に変化が見られます。税制は企業の経済活動や国民生活に対して中立的であることが求められており、こうした変化に歪みを与えていないか、また、変化に適切に対応しているかについて常に点検していく必要があります。

### (2) 個人と企業との関係

#### ① 従業員と企業との関係

イ) 終身雇用制や年功序列型賃金など、日本特有の雇用形態が変化しています。今後、雇用形態は多様化し、中途採用や能力給・年俸制なども相当普及してくることが予想されます。

個人所得課税について、限界税率の累進が強すぎたり、その水準が高すぎたりする場合には、勤労意欲や事業意欲を阻害したり、租税回避の誘因となりやすいなどの弊害が生じます。

これらを踏まえ、勤労者の負担累増感を緩和する観点から、抜本的税制改革及び平成6年秋の税制改革では、個人所得課税の累進構造が大胆にフラット化されました。具体的には、税率の刻みが大幅に簡素化（所得税：15段階⇒5段階、個人住民税：14段階⇒3段階）され、各税率のブラケット（適用所得の幅）がある程度長い期間における給与収入の伸びをカバーし得るよう大幅に拡大されました。

フラット化の中で、個人所得課税の最高税率も引き下げられてきました（所得税：70%⇒50%、個人住民税：18%⇒15%）。しかし、その水準は所得税・個人住民税合わせて65%であり、諸外国と比較してなお高い水準にあります。これまでの答申でも述べたよう

に、今後、個人所得課税の課税ベースの拡大や他の税目による財源確保などを検討し、最高税率を引き下げていくのが適当です。

- ロ) より長い勤続年数に応じてより厚く支給される退職金支給の実態が労働市場の流動化を妨げているのではないかと指摘があります。退職者に対する個人所得課税の仕組みはこうした退職金支給の実態を反映して形成されてきましたが、雇用形態の変化や退職金支給の形態（一時金方式か年金方式か）の変化に対応して、年金に対する課税のあり方も含め、不断の点検を行っていく必要があります。
- ハ) 個人の企業依存体質も徐々に変化しているといわれています。それに応じて、FRINGE BENEFIT（会社から従業員に提供される付加的給付）よりも、現金給与での支払いを求める声が高まっています。この点について、支払い方法の違いにより勤労者間に不公平感が生じないように課税の方法を考えていかなければなりません。また、中小法人の交際費支出などについては、経営者の私的な支出まで含まれているおそれがあり、事実上のFRINGE BENEFITになっているとの指摘もあります。FRINGE BENEFIT化は、日本の雇用形態や商慣習に根ざしたものとも思われます。給与の支給よりもFRINGE BENEFIT化の方が税制上有利となることがないように、法人課税における「経費」の範囲の見直しや個人所得課税のフラット化が重要です。

## ② 株主と企業との関係

日本の企業には、経営者・従業員からなる「組織」としての行動パターンが強くみられ、株主を意識した行動に欠けているとの指摘があります。企業の株式持合いの実態、欧米諸外国と比

較した株主資本利益率（ROE）の低さ、株主総会の形骸化など多くの問題が指摘されています。配当関連の税制を議論するに当たっては、経済構造改革などの推進により、株主をより指向した企業活動と株主・投資家への還元が十分に行われるような環境を整備していくという視点が重要ではないでしょうか。

## (3) 個人・企業と社会との関係

### ① 民間の非営利活動

阪神・淡路大震災の際のボランティアの活躍を契機に、民間の非営利活動への関心が高まっています。災害緊急時の活動だけではなく、高齢化が進む中での老人介護などの福祉ボランティア、人道的支援活動など必ずしも政府だけでは十分とはいえなかった分野について、民間の非営利活動が一定の役割を果たすことも期待されます。

この流れは、将来的には、民法に基礎を置いた公益法人制度全体の見直しにつながっていくことが考えられます。公益法人等も含め非営利活動を行う団体への適正な課税については、その中で検討していくことが考えられます。

### ② 企業の文化芸術支援

企業の社会的貢献の一環として、企業が文化、芸術分野を支援するための寄附を行った場合、税制上配慮するのが適当ではないかと指摘があります。法人の一般的な寄附金枠を縮減しても、こうした文化的な貢献については優遇するのが望ましいとの意見も見られます。これについては、法人の寄附金控除制度を全体として議論していくのが適当です。

### ③ 女性の社会進出

男女共同参画社会を目指し、女性の社会進出を更に促進しようという議論が行われています。この点に関連して、

税制の面においても、配偶者控除、配偶者特別控除のあり方について議論が行われています。もともと配偶者控除などは、個人を課税単位とするわが国所得税制の基本的仕組みの中で、所得がない、あるいは所得の少ない配偶者がある者に対して所得税上相応の配慮を払うのが適当であるといった考え方に基づくものです。近年における女性の社会進出の拡大を背景に、こうした税制が女性の就業に対して中立性を損なっているのではないかの指摘がなされています。配偶者控除などの問題については様々な考え方があり、人的控除の基本的なあり方に関わる問題として検討していくのが適当です。

#### ④ 環境問題への対応

イ) 地球規模の環境問題に関心が高まっています。個人の消費活動や企業の生産活動が、自然環境、居住環境などに対して悪影響を及ぼす場合、それにより生ずるコストを製品やサービスの取引価格に反映させることなどで、適正かつ公平な経済的負担を求めるといった考え方があります。こうした環境問題に関する総合的な対応の一環として、税制面についても、国内外の議論の進展を注視しつつ、更に調査・研究を進めていく必要があります。

ロ) 環境保全その他の社会的要請に対して、特定財源制度を活用すべきではないかという議論があります。一般に、特定財源制度は、公的サービスの受益と負担の間に密接な対応関係が確認される場合にその活用が考えられます。他方、公的サービスの社会的要請との関係で、それが資源の適正な配分を歪め財政の硬直化を招くものと判断される場合には、その活用は適当とは言えません。したがって、その妥当性を常に吟味していく必要があると考えられ

ます。

(出所) 税制調査会「これからの税制を考えた—経済社会の構造変化に臨んで—」(平成9年1月24日)。

### 9-17 わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—〔要約〕(抄) (平成12年7月税制調査会)

わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択—〔要約〕(抄)

序説—税制のあり方の選択に当たって—

- 20世紀の最終年を迎え、わが国はあらゆる面で節目を迎える中、個人や企業の能力を最大限引き出しながら「公正で活力ある社会」を築いていくことが求められています。今後の経済社会を展望するとき、政府の役割や行政の手法を見直し、個人や企業の創意工夫をより尊重するための諸改革を進めるとともに、税制全般について抜本的な見直しを行い、税制全体を21世紀にふさわしいものに改革していくことが求められています。
- わが国経済が民需中心の本格的な回復軌道に乗ることが確認される必要がありますが、財政構造改革は必ず実現しなければならない課題です。財政構造改革を検討する際には、社会保障のあり方、中央と地方との関係や経済社会のあり方まで視野に入れて取り組む必要がありますが、歳出のあり方についての徹底した見直し論議と併せて、税制についても国民的な議論を避けて通ることができないものと考えます。
- 税制は国民生活、経済活動、そして社会のあり方と密接に関連するものです。税制のあり方を考えることは、国のあり方をどのように考えていくかということでもあります。このため、国民一人一人が今後の税制論議に参加し、その上で、あるべき税制について選択していくことが重要です。  
私たち国民は、今後のわが国税制のあり

方について、どのような視点から議論を行い、そして、何を選択していかなければならないのでしょうか。

この答申では、まず、改めて租税の意義と役割を考えた上で、次のような様々な課題について検討を行っていくこととしています。

- (1) 税制を考える場合、「公平・中立・簡素」という原則を常に念頭に置かなければなりません、具体的にはどうということなのでしょうか。
- (2) 様々な経済社会の構造変化が進む中、税制はどのような課題を抱えているのでしょうか。
- (3) 今後の国・地方を通じたわが国財政のあり方をどのように考えればよいのでしょうか。財政構造改革が課題とされていますが、どのように取り組むことが適当なのでしょうか。また、このことと租税負担を含む国民負担の水準や税制のあり方の論議はどのように関わってくるのでしょうか。
- (4) 地方分権の推進に伴い、国と地方の役割分担の見直しや地方税財源の充実確保など自立的な財政運営の確立が課題とされていますが、どのように検討していくことが適当なのでしょうか。
- (5) 近年、所得課税の抜本的な見直しをはじめ、消費課税、資産課税等を含めた税制全般についての見直しが検討課題とされてきています。租税を国民皆が広く公平に分かち合いつつ、21世紀の経済社会の構造変化や今後の財政状況に対応していくためには、具体的にどのような見直しが必要なのでしょうか。

…(中略)…

#### 四 税制の検討の視点

##### 1. 経済社会の構造変化

- (1) 少子・高齢化と人口減少
  - わが国社会は少子・高齢化が急速

に進展し、21世紀初頭（2007年（平成19年））には総人口が減少するという新たな局面を迎えますが、勤労世代だけに過度の負担を求めることは望ましくなく、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合うことが求められます。また、社会保障制度などの公的サービスを提供するためには、景気に左右されない安定的な歳入構造を確保することが必要です。

- 税制面においては、消費課税の役割は今後ますます重要なものになっていくものと考えられます。個人所得課税は、少子・高齢化の進展の下、引き続き税体系の中心を担う税として重要です。高齢化の進展に伴い、相続税については、公的な社会保障が充実してきている中で、相続の持つ意味が近年変化しているのではないかと議論があります。
- (2) 国際化・情報化と企業活動
  - 経済の国際化はますます進展しており、国際競争力や経済の活力を維持していくことが重要です。
  - わが国企業の競争力を維持・確保する観点から、柔軟な組織再編を可能にする法制度の整備が進められており、税制としても、会社分割に係る税制や連結納税制度について、導入に向けて検討を進める必要があります。
- (3) 金融取引の多様化・経済のストック化
  - 金融の自由化・国際化が進展し、金融取引が多様化・複雑化している中で、制度面・執行面を通じて課税の公平性・中立性が損なわれないよう適切に対応することが求められています。
  - 経済のストック化の進展に伴い、資産性所得に対して適正・公平に課

税を行うことが一層重要となっているほか、相続税の役割についても改めて検討していく必要があります。また、土地税制については、取得、保有、譲渡の各段階を通じた適正かつ安定的な課税のあり方を考えていくことが必要です。

#### (4) ライフスタイルの多様化

○ 経済が発展し社会が成熟する中で、個人の価値観が多様化し、働き方、消費行動などの面で様々な生き方や生活様式が見られるようになってきており、個人の生涯を通じた生活設計のあり方も多様なものとなっていく可能性があります。

○ 税制は、このようなライフスタイルの変化に対して、中立性をより重視する必要があります。個人所得課税については、各種控除のあり方や退職金税制、フリンジベネフィット等に対する課税についての検討が課題となります。

消費税等については、生涯の一時期に負担が大きく偏ることがなく、消費選択に対して中立的という特徴を今後も活かしていくことが必要です。

#### (5) 所得分布の動向

○ 経済社会の活力を維持していく観点からは、自己責任原則を重視し、市場機能を一層発揮させることがこれまで以上に重要になってきています。税制の所得再分配機能のあるべき姿はその時々の「機会の平等」や「結果の平等」に対する国民の考え方によるものであり、最終的には国民的な議論の下に選択がなされる性格の問題です。

○ 近年、わが国において所得格差・資産格差が拡大する傾向にあるのではないかとの指摘がありますが、現

段階では必ずしも明らかではありません。いずれにしても、近年の所得分布にはかつてのような平準化の動きは見られず、今後とも税制の所得再分配機能の重要性が減少することはないものと考えられます。

## 2. 財政の現状と課題

### (1) わが国財政の現状

○ わが国財政は、特に最近の景気回復に向けた諸施策に伴う歳出の増大や恒久的な減税などの実施により、財政赤字が大幅に拡大し、フロー・ストックともに、財政状況は主要先進国中最悪であり、危機的な状況にあります。税収比率（一般会計税収の歳出総額に対する割合）は平成12年度において57.3%という低い水準となっています。

### (2) 国民負担率のあり方

○ わが国の国民負担率は、諸外国に比べ低い水準にあります。一方、潜在的国民負担率は、ヨーロッパ諸国に近い高い水準となっています。公的サービスと租税負担のギャップが大きな財政赤字となっており、将来世代の負担において、高い水準の公的サービスを享受しているのが実状です。

○ 今後、高齢化に伴う社会保障等の公的サービスに要する費用の増加が避けられない見通しであることなどを考慮すると、国民負担率は長期的にはある程度上昇していかざるを得ないと見込まれていますが、個人・企業の経済活力という観点からは、国民負担率の上昇を極力抑制していくことが必要です。

### (3) 税収の状況と中長期的見通し

○ 今後景気が回復すれば、税収は名目経済成長率を大きく上回って増加し、それによる自然増収によって歳

入・歳出ギャップは大きく改善されるのではないかと、との主張がありません。

- 将来の税収は、名目経済成長率がどの程度になるかということに大きく依存します。今後、経済構造改革により経済成長を目指していく一方で、人口減少などにより高い率の経済成長は期待しがたくなると考えざるを得ず、税収についても大幅な伸びは見込みがたくなります。また、税制の構造が変化し名目経済成長率に対する税収の伸びは相対的に鈍化していると考えられます。
  - 以上を考え合わせると、今後景気が回復すれば、中長期的に名目経済成長に依拠する程度程度の税収増を見込むことはできるとしても、名目経済成長率を大幅に上回る税収の伸びは期待しがたく、経済成長に伴う税収増のみでは現在の巨額の歳入・歳出ギャップを大きく改善させることは困難であると考えます。
- (4) 財政構造改革の必要性
- 21世紀のわが国経済社会を健全で活力あるものとしていくためにも、財政構造改革の実現は避けて通れない課題です。わが国経済が民需中心の回復軌道に乗った段階においては、時機を逸することなく、国・地方ともに、財政構造改革について具体的な措置を講じていくことが必要です。
  - そのためには、公的サービスのあり方や内容を見直すことにより歳出を減らすか、租税負担の増加などにより歳入を増やすか、あるいはその組合せしかなく、国民がどのような選択を行っていくかにかかっています。当調査会は、まずは、歳出の抑制に取り組むことが必要と考えます。このため、既存の施策・制度の効率

性、有効性等を徹底して見直し、国民的な議論の上での選択が行われることが不可欠です。

- 行政改革は、行政のスリム化だけでなく行政の手法などを見直すことにより、個人や企業の創意工夫によって経済の規模を拡大していけば、財政構造改革にも資するものと考えられます。
- 国有財産の売却について、近年、かつてない積極的取組みが行われていますが、引き続き、国有財産の売却に努めるとともに、民間における有効利用を含む国有財産の積極的活用を図ることも重要と考えられます。
- 財政構造改革は、単なる財政面の問題にとどまらず、21世紀の経済社会に対応した社会保障のあり方や中央と地方の関係まで視野に入れて取り組むべき課題です。また、高齢化に伴う社会保障経費の増大や今後の金利上昇に伴う利払費の増加が予想されることなどからすれば、歳出の徹底した節減・合理化などを行ったとしても危機的な財政状況を脱することは容易ではなく、財政構造改革は国民にとって厳しい内容とならざるを得ません。いずれにしても、財政構造改革を実現するためには歳出・歳入両面にわたる国民の選択が求められます。このため、景気回復後に財政構造改革について具体的な検討を行う際には、財政の将来の見通しなど必要な論議の材料を国民に分かりやすく示し、開かれた議論が行われることが必要と考えられます。
- 財政構造改革との関連で税制全体の姿を検討することが課題になると考えられますが、公的サービスの水準をどの程度とするのが適当か、その裏付けとしての国民負担のあり方

はどうあるべきか、という点について将来世代のことをも併せ考えながら十分な議論が行われた上で、国民的な選択がなされるべきものと考えます。

### 3. 税と社会保障

- 租税と社会保険料とは、法律に基づいて国民から負担を求める点で共通の性格を有しているため、税制を検討する際には、社会保険料の負担（社会保障負担）をも勘案するとともに、両者を合わせた国民負担率を一つの政策的な目安としています。一方、社会保険料は、給付と負担が強く関連付けられている点で、租税とは異なる性格を有しています。
- 高齢化の進展に伴い社会保障給付の大幅な増大が見込まれる中、社会保障の給付とこれに見合う負担の水準、財源としての社会保険料と租税の組合せなどの社会保障制度そのものに関わる国民的な議論と選択が必要になります。
- 社会保障、特に基礎年金の財源として、社会保険料に代えて全額税を充ててはどうかとの議論（税方式化論）がありますが、単に財源の調達の問題ではなく、社会保障の理念や制度の基本設計といった根幹に関わる問題です。予防的性格を持ち、負担の見返りとして給付の権利性が強い社会保険方式か、結果としての救済の性格が強い税方式かについては、個人の自立を基本とする社会における自己責任のあり方についてどう考えるかといった問題であり、消費税を財源とする場合には事業主の保険料負担が個人の租税負担に置き替わることや、社会保険料を廃止する分の税負担増のあり方などを含む幅広い観点から国民的な議論が行

われる必要があります。

- 少子化対策の観点から、個人所得課税の児童に係る扶養控除を児童手当に代替させてはどうかという考え方があります。少子化対策としての効果や給付費規模に見合う具体的な財源確保の方策などについて考える必要がありますし、特に、個人所得課税の基本に関わる問題があることに留意すべきです。
- ### 4. 地方分権と地方税財源の充実確保
- (1) 地方分権の意義と地方税の役割  
…(中略)…
  - (2) 地方分権推進の経緯  
…(中略)…
  - (3) 地方税財源の充実確保についての基本的な考え方  
(地方財政における自主性の向上)
    - 地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任を確立することが必要であり、その意味で、地方分権の進展に伴い、地方税の充実確保を図る重要性が高まる中で、国庫補助負担金、地方交付税などの地方財政制度も新たな局面を迎えていると言えます。
    - 地方の歳出規模と地方税収には乖離があります。基本的に、この乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図る必要があります。  
(地方税の充実確保と行財政改革の推進)
    - 地方税の充実確保を図る場合には、地方公共団体が自立的な行財政運営を行えるよう、国と地方の役割分担を踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税の見直しを図るとともに、国と地方の税源配分のあり方について検討することが必要

です。

- 地方税を充実し、国からの移転財源への依存度をできるだけ少なくすることに加えて、課税自主権を活用することにより、地方公共団体の財政面における自立度が高まり、受益と負担の対応関係のより一層の明確化が図られ、国・地方を通ずる行政改革や財政構造改革の推進にもつながるものと考えます。

- 地方においても自ら汗をかき、行政改革、課税自主権の活用、市町村合併などへの取組み、行政評価、情報公開による住民の監視機能の活用が重要です。

(国・地方を通ずる行財政制度のあり方の検討)

- 国・地方を通ずる行財政制度のあり方は、国・地方の役割分担、国庫補助負担事業、地方に対する義務付け、公共投資・社会保障などの行政水準各々のあり方、国の財政政策そのものに関わり、幅広い観点から取り組むべき課題であると考えます。

- 地方税財源の充実確保については、国の財政・税制と深く関わるものであり、国庫補助負担金や地方交付税を含めた国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し、改革することが必要となります。しかし、現在の危機的な財政状況の下では、国と地方の税源配分のあり方について見直しを行うことは現実的でないことから、今後景気が本格的な回復軌道に乗った段階において、国・地方を通ずる財政構造改革の議論の一環として、取り組むのが適当であると考えます。当調査会としては、関係方面との連携を図りつつ、地方税の充実確保の方策について具体的な検討を進めていくこととします。

#### (4) 地方税財源の充実確保方策の方向

- 地方税の充実確保を図る際には、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通ずる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系の構築が重要です。

- 地方税の基幹税目の中では、個人住民税はその充実が望ましいと考えられます。地方消費税は今後その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。固定資産税は引き続きその安定的な確保に努める必要があります。

法人事業税の外形標準課税は、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

#### (5) 課税自主権の活用

- 地方公共団体が、地域住民の意向を踏まえ、自らの判断と責任において、課税自主権を活用することにより財源確保を図ることは地方分権の観点から望ましいものです。その際、公平・中立などの税の原則に則ることが必要です。また、国においてもできるだけこれらの動きを支援する必要があります。

### 五 わが国税制のあり方

#### 1. 税制の抜本的改革の必要性

- 税制について、21世紀のあるべき経済社会を展望し、租税が公的サービスを賄うのに十分な財源を社会の構成員である国民皆が広く公平に分かち合うものであることを改めて認識した上で、経済社会の構造変化と調和のとれた望ましい税制を構築するという大きな課題が残されています。所得課税をはじめ、消費課税、資産課税等を含めた税制全般についての抜本的な税制改革が必要であると考えられます。

#### 2. 抜本的改革の視点

- 税制の検討に当たっては、まず、租税が、社会の構成員である国民皆が広く公平に分かち合うものであることを改めて認識することが出発点となります。

また、租税は国民の選択する公的サービスの水準に見合う財源を賄うのに十分でなければなりません。

- 様々な経済社会の構造変化に対応し、21世紀において「公正で活力ある社会」を築いていくためには、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則は、今後ますます重要です。

特に、国民負担の増加が見込まれる中で、税制が「公平」であることが何よりも強く求められ、既存の税制を再度点検していくことが必要です。「中立」については、個人や企業の経済活動が多様化し、効率性が従来以上に求められていることから一層重要になってきます。「簡素」については、税制論議に国民が参加し選択していくためにも重要性が増してきます。「中立」の観点からも、「簡素」の観点からも、課税ベースが広く確保されることが求められます。

- 公的サービスを賄う租税を国民皆が広く公平に分かち合い、全体として偏りのない税体系を築いていく観点から、所得・消費・資産等に対する課税をどのように組み合わせるかについても国民の選択が必要です。
- いわゆる「直間比率の是正」という考え方については、所得課税の負担が低くなっていること、財政状況が極めて深刻になっていることなどから、これまでのような所得課税の減税を伴う改革は行い得ないと考えられます。
- 個人所得課税は、大きな規模の課税対象を持ち、国民一人一人の負担能力に応じた分担を実現できる税であり、

所得再分配機能を持ち、垂直的公平に適う税です。また、租税は「社会共通の費用を賄うための会費」の性格を有していますが、個人所得課税は、申告納税制度を基本とするものであり、社会の構成員としての意識を養うことにも役立つものです。今後、給与所得控除の見直しとの関連で、年末調整に代え、確定申告を行う途を広げることも、税制に関する国民の選択肢の一つです。

個人所得課税の現状は、近年の税制改革や景気対策としての減税もあって、その負担水準は諸外国に比べても最も低くなっています。

課税最低限は諸外国に比べて高くなっており、そのあり方について種々の議論がなされています。課税最低限は、各種の控除のあり方との関連で決まってくるものですが、公的サービスを賄うための負担は国民が皆で広く分かち合うことを基本にそのあり方を議論することも必要です。

少子・高齢化の進展や国民のライフスタイルの多様化など経済社会の構造変化が進む中で、各種の控除のあり方等について、公平性・中立性といった観点から検討することが必要です。

以上を踏まえ、今後、個人所得課税が本来持っている機能を十分に果たすことができるよう、その再構築に向けた議論が必要と考えられます。

- 法人課税は、法人に公的サービスの費用の負担を求めるものであり、経済の発展と企業活動の進展に伴い、税体系において基幹的な税目の一つとなっています。

近年、企業活動の国際化が進む中で、わが国の法人課税の実効税率は、わが国企業の競争力を確保する観点から、大幅に引き下げられ、その水準は既に国際的な水準になっています。

経済活動において法人部門は大きな比重を占めており、法人課税のあり方は、企業活力の発揮や資源配分の変更を通じた経済全体の効率性の向上などに影響を与えるものであり、課税ベースの広い公正・中立な法人課税は、わが国経済社会の活力を維持していく上で重要です。

今後も、税体系全体における適切な役割を果たしつつ、国際化や情報化といった経済社会の構造変化に対応するとともに、公正・中立で透明性の高い法人税制を構築することが求められます。

特に、わが国企業を取り巻く環境が大きく変化してきていることに対応して、企業の柔軟な組織再編を可能にするための法制の整備が進められていますが、法人税制としても、企業の経営形態に対する中立性や税負担の公平等の観点から、会社分割に係る税制や連結納税制度の導入といった、抜本的な見直しが必要と考えます。

また、最近における非営利活動の多様な展開を踏まえ、NPO法人（特定非営利活動法人）等の税制のあり方についても検討していくことが必要です。

- 地方税において、当面する課題である法人事業税への外形標準課税の導入については、地方分権を支える安定的な地方税源の確保、公益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、経済の活性化、経済構造改革の促進等の重要な意義を有する改革であることから、景気の状態等を踏まえつつ、早期に実現を図ることが必要です。
- 消費課税については、これまでの税制改革の流れの中で、少子・高齢化の進展に対応し、国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資するなどの観点から消費一般に広く公平に負担を

求める消費税を創設し、その後、その税率引上げ、中小事業者に対する特例措置等の抜本的な見直しを行うとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実などの観点から地方消費税の創設を行うなど、重要な改革を行ってきました。

消費課税は、勤労世代に偏らずあらゆる世代に公平に負担を求めることができ、また、ライフサイクルの一時期に負担が大きく偏ることがないという特徴があります。さらに、消費に充てられる資金がどのような形で得られたものであっても、消費に応じて一律に負担を求めることが可能であり、水平的公平の確保に資するものと言えます。

今後、少子・高齢化が更に急速に進展し人口の減少が避けられない21世紀を展望し、経済社会の活力を維持していくためには、公的サービスの費用を広く公平に分担していく必要があるとともに、世代間の公平やライフサイクルを通じた負担の平準化という視点が重要です。また、安定的な税収構造を持った税体系を構築していく必要があります。これらを考えるとき、消費課税の役割はますます重要なものになっていくものと考えられます。その際、消費税の中小事業者に対する特例措置、仕入税額控除方式などのあり方について、制度の公平性、透明性及び信頼性の観点から、事業者の実務の実態なども踏まえながら、検討を行っていく必要があります。

- 相続税や固定資産税をはじめとする資産課税等は、全体として偏りのない税体系を築いていく上で、あるいは、景気の動向に大きく左右されない安定的な税収を確保していく上で、重要な役割を担っています。また、相続税については、その累進構造を通じて富の

再分配機能を有していますが、個人所得課税の抜本的見直しとの関連において税率構造や課税ベース等について幅広く検討していくことが必要となっています。

今後の資産課税等のあり方については、個人所得課税や消費課税が適切な機能を発揮していく中で、少子・高齢化や経済のストック化の進展などの経済社会の構造変化に対応しつつ、その機能を十分に果たしていくことが求められます。

### 3. 税制論議への国民の参加と選択

- 公的サービスは国や社会を支えるために欠かすことができないものです。租税はそのような公的サービスを賄うために必要な財源を調達するものです。少子・高齢化、国際化、ライフスタイルの多様化など、わが国経済社会はこれまでにない大きな変化に直面しています。21世紀に向けてわが国があらゆる面で節目を迎える中、明るい展望を拓くためにも、国民一人一人が、社会を支える一員として、税制を自らの問題として捉え、その現状や諸課題について理解を深め、将来世代のことも考えながら、税制論議に参加していくことが求められます。

当調査会は、そのために必要となる判断材料を国民に幅広く提供することが重要と考えます。また、国や地方公共団体がそれぞれの行政についての情報をこれまで以上に分かりやすく提供していくことが必要なことは言うまでもありません。

- 近年、財政赤字の累積が進行しつつあります。わが国財政の厳しい現状を踏まえ、さらに21世紀を展望するとき、現代は自らが選択してきた公的サービスを賄うのに十分な負担を行ってき

たと言えるでしょうか。将来世代が真に必要な公的サービスを楽しむような財政構造を築き上げていくことが必要ではないでしょうか。公的サービスを賄うための費用を将来世代に先送りすることは避けなければならないと考えます。財政構造改革は必ず取り組まねばならない課題ですが、その際、私たち国民は、公的サービスによる便益とその費用の負担について、便益を見直すのか、負担を見直すのか、あるいはその両者を組み合わせていくのか、選択を行っていかねばなりません。

- 経済社会の活力を維持していく観点から、税制は先に述べたような経済社会の構造変化に対し適切に対応していくことが必要です。まず、国民皆が広く公平に負担を分かち合うことが何よりも大切です。また、税制と経済社会との調和が保たれているのかどうかについて「公平・中立・簡素」という基本原則に照らして点検し、必要な改革に取り組んでいくことが求められます。わが国の税制は様々な課題を抱えています。こうした観点からどのような見直しを行っていくのか、私たち国民は選択していかねばなりません。
- 以上のような税制論議への参加や今後の財政・税制についての選択を経て、所得課税・消費課税・資産課税等それぞれの機能や役割を活かしながら、社会共通の費用を広く公平に分かち合うという観点に立ち、21世紀の経済社会にふさわしい税体系のあり方について、私たち国民は責任ある選択をしていかねばなりません。

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

